

羽田空港対策特別委員会	
令和2年7月21日	
空港まちづくり本部	資料7番
所管	空港まちづくり課

事務連絡
令和2年6月17日

大田区 空港まちづくり本部 空港まちづくり課 御中

国土交通省航空局
首都圏空港課

羽田空港におけるB滑走路からの西向き離陸に関する当面の運用について

B滑走路西向き離陸に関しては、令和2年3月26日付31空空発第10633号「羽田空港の機能強化等に関する要望について」においてご要望を頂いているところですが、当面の運用として、6月19日から下記のとおりに対応を行うことといたしましたので、お伝えします。

なお、騒音の状況等を踏まえつつ、騒音軽減に向けて、引き続き方策を検討してまいります。

記

国内線のB777の南風時新経路運用時間帯のB滑走路西向き離陸については、当面の羽田空港の減便を踏まえた暫定運用として、就航距離が短い伊丹便1便の離陸を1日の上限とすることとし、那覇便を含むその他のB777については、A滑走路からの離陸に振り替えることとする。